

第4回全体会でいただいた意見等

| 条例の骨子（素案） | A班 | B班 | C班 | D班 |
|---|---|--|--|---|
| 1 目的 長崎市のまちづくりの基本理念の実現に向けて、地域コミュニティ連絡協議会と市の協働による地域自治の推進に寄与することを目的とします。 | <ul style="list-style-type: none"> • もっと大きな目的が必要（どういう地域にするため、持続的なまちづくりを進めていくため など） • 協議会を主語とした方がよい | <ul style="list-style-type: none"> • 「長崎市のまちづくりの基本理念」とは何か • 「住民」がない、市民置き去り • 地域自治とは何か | <ul style="list-style-type: none"> • 「長崎市のまちづくりの基本理念」とは何か | <ul style="list-style-type: none"> • 目的をもう少し広げて書くべき（住民同士の交流を図る、自治会等の加入促進を図る など） |
| 2 地域コミュニティ連絡協議会の活動範囲 地域コミュニティ連絡協議会の活動範囲は、次に掲げる区域とします。 (1) 概ね現行の小学校区 (2) 概ね連合自治会の区域 | | <ul style="list-style-type: none"> • 「概ね次に掲げる区域」とした方がよい | | <ul style="list-style-type: none"> • 「次に掲げる<u>いずれかの</u>区域」とした方がよい |
| 3 地域コミュニティ連絡協議会と市の協働 地域コミュニティ連絡協議会と市は、まちづくりにおけるパートナーとしてお互いを尊重し、協働して地域づくりを推進することを目指します。 | | | | |
| 4 住民等の役割 (1) 住民、地域団体、事業者等は、地域への関心を高めるとともに、地域のまちづくりへの参加や協力を努めるものとします。 (2) 住民は、地域コミュニティ連絡協議会の活動への参加に努めるものとします。 | <ul style="list-style-type: none"> • 協議会としても、住民の参画を積極的に促すべき | <ul style="list-style-type: none"> • 住民への周知が必要 • 自治会がない地区に対する周知 | <ul style="list-style-type: none"> • (2)の「住民は～参加に努める」という文言は、7の(1)に「自治会が8割」という条件があるなら、当然参加するものなので、書く必要があるのかどうか | <ul style="list-style-type: none"> • (2)の「努める」とはどれくらいの強制力になるか、参加するかは個人の裁量になるのでは • 地域団体に加入していない住民は、知らないのでは |
| 5 地域コミュニティ連絡協議会の役割 (1) 地域コミュニティ連絡協議会は、まちづくり計画に基づく企画等の立案及び具体的な取組みの実施に努めるものとします。 (2) 地域コミュニティ連絡協議会は、構成員間における情報共有及び相互連携を図るものとします。 | | <ul style="list-style-type: none"> • 「努める」より「実施する」の方がよい • 「構成員」より「構成団体」の方がよい • 住民に積極的に加入してもらうようにすべき | <ul style="list-style-type: none"> • 「構成員間」より「地域住民との」の方がよい | <ul style="list-style-type: none"> • 「構成員間」は、個人（住民）まで含むのかわからない |
| 6 市の役割 市は、地域コミュニティ連絡協議会の自主性及び自立性を尊重しつつ、財政や人材育成等の支援を行うものとします。 | <ul style="list-style-type: none"> • 財政支援だけでなく、もっと具体的に書くべき | <ul style="list-style-type: none"> • 協議会同士の情報共有も市がすべき | | |
| 7 地域コミュニティ連絡協議会の認定 地域コミュニティ連絡協議会の認定要件は次に掲げる事項とします。 (1) 当該地区を代表する組織で、様々な地域課題に対応できること ①活動範囲内の自治会の8割以上が加入していること ②連合自治会、青少年育成協議会、子どもを守るネットワーク、PTA、民生委員・児童委員、社会福祉協議会地区支部、学校等、相当数の地域の団体等が加入していること (2) 会員にはその地区に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でもなれること (3) 自主的・自立的に地域課題の解決に向けた活動を行うこと (4) 透明性が確保され、かつ、民主的な運営が行われることまた、運営に関する規約を有していること (5) まちづくりの目標、活動内容(子育て支援、高齢者支援、環境美化、防犯・防災、地域振興、地域交流等)等を定めたまちづくり計画を策定していること。なお、まちづくり計画の策定にあたっては、地域の団体等の多様な主体が参加する話し合いの過程を経ること | | <ul style="list-style-type: none"> • (1)の「自治会の8割」より「自治会数の8割」の方がよい • (2)の「誰でもなれる」としたら、どのような団体でも拒むことができないのでは | <ul style="list-style-type: none"> • (2)の「誰でもなれる」としたら、反社会的な人の加入を拒むことができないのでは | <ul style="list-style-type: none"> • 要件が多すぎる、変更大変、条例ではなく規則に書くべき • (1)の①と②は条例にいらぬ • (5)のカッコ書部分は、条例にいらぬ |
| 全般的なこと | <ul style="list-style-type: none"> • 地域の個性を出して、まちづくりを進めることができるような文言や表現を工夫してほしい • 協議会の必要性を前文に書いた方がよい | | <ul style="list-style-type: none"> • 簡潔明瞭であればよい | <ul style="list-style-type: none"> • 条例制定は早すぎる、もう少し浸透してからでもよいのでは • 条例の周知方法を工夫することで、協議会の認知度が上がる • モデル事業と条例制定は互いに協議会設立を促進させる • 何を基に素案を作ったのか |